

3 建設業の許可票

【建設業法第 40 条、建設業法施行規則第 25 条】

《掲示場所》 工事現場の公衆の見やすい場所

デジタルサイネージ等の活用も可 ※末尾の【別紙】参照

《留意点》 請負業者のみ掲示（下請負人の掲示は不要）

建設業の許可票			
商号又は名称		〇〇建設株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 〇〇 〇〇	
主任技術者の氏名	専任の有無	〇〇 〇〇	専任 <small>※2</small>
資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士	第〇〇〇〇号
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業	
許可を受けた建設業		土木・とび・土工・舗装	
許可番号		国土交通大臣 山口県知事	許可（特一〇〇）第XXXX号
許可年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	

（記載要領）

- ※1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- ※2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、**同項第 1 号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。**
- ※3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- ※4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者**又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者**を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- ※5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- ※6 「国土交通大臣、山口県知事」については、不要のものを消すこと。